

別紙 1

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める農業に関する技術を定める件の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

○ パブリック・コメントにおける御意見の内容及びそれに対する考え方

御意見	回答
<p>環境保全型農業直接支払交付金で支援をすることは、農業振興による食料自給率改善には不可欠である。</p> <p>食料自給率向上は、国家防衛として、武器よりもはるかに重要なファクターであり、ロシアなど、100%以上の自給率を持つ国家が交渉の上での優位性を持つことは言うまでもない。</p> <p>本改正案の中で憂慮すべきは、「不耕起播種」等の取組について当該告示から削除するという部分である。</p> <p>耕耘作業を省略でき、労働時間や生産費の削減が可能な「不耕起播種」については、農業人口の確保が、ますます困難になる少子化が進む日本においては、重要な取組み項目であり、削除の判断は常識の欠如としか言いようが無い。</p>	<p>御指摘のとおり、不耕起播種の取組は、農業者にとっては労働時間や生産費の削減が可能である取組であり、重要な取組であると考えています。</p> <p>一方、環境保全型農業直接支払交付金（以下「本交付金」という。）で支援を実施していた不耕起播種の取組については、令和2年度から令和6年度までの第2期期間中の取組実績を踏まえると、今後の本交付金による実施面積の拡大が見込めないこと、また、我が国では除草剤を使用しない不耕起播種栽培の技術が確立・普及しておらず、本交付金の支援要件として播種前に茎葉処理型の除草剤を散布することとしているところ、みどりの食料システム戦略で掲げている化学合成農薬の使用量を低減する方向性と齟齬があることから、今回の見直しにより、支援対象活動とはしないこととするところです。</p>
<p>本改正により、バイオ炭を環境保全型農業直接支払交付金の対象とするのは反対である。バイオ炭については、農産局農業環境対策課が施用量上限の目安についてを示</p>	<p>御指摘のとおり、一般的にバイオ炭はアルカリ性であり、その施用により、酸性土壌の pH を</p>

<p>した通り、過剰に施用した場合、土壌の pH が上昇し、作物の生育に悪影響が生じる可能性があり、一定の制限をかけないと、農業に適さない農地を生み出すだけの結果となってしまいます。</p> <p>農家の高齢化により、農業の継続性に不安が生じている中、最後の稼ぎとばかりに「炭を過剰に投入」して、離農が相次ぎ、農地が荒廃することの無いように対策をお願いする。</p>	<p>調整する効果がありますが、過剰に施用した場合、土壌の pH が上昇し、作物の生育に悪影響が生じる可能性があります。</p> <p>本交付金による「炭の投入」の支援要件としては、農地 10a 当たり 50 kg (もみ殻くん炭の場合は 500L でも可) 以上を施用することとしており、この量については、御指摘のような土壌の pH を上昇させ作物の生育に悪影響を生じさせるような量ではないと考えています。また、当該量は、支援要件としての最低投入量ですが、仮に、当該量以上に過剰に施用した場合であっても、農地 10a 当たりで農業者が受け取れる交付金が増えることはありません。</p> <p>なお、本交付金の支援対象農業者の要件として、主作物について販売することを目的に生産を行っていることを要件としているところ、農地への「炭の投入」のみを行い、本交付金を受け取ることはできません。</p>
<p>イ号の改正案「堆肥」(改正前「たい肥」)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法文上、土壌に、糞尿又はこれ由来の希釈液状有機物が一部でも吸着されれば、炭素貯留に資することになるとおもわれます。しかしながら、一方で、糞尿又はこれ由来の希釈液状有機物及び未完熟な堆肥の農地への施用は、炭素貯留以外の多面的機能の発揮には悪影響を及ぼします。</li> <li>・中山間地域の農地では、良く家畜糞尿のスリラー施用(散布)や未完熟な堆肥の農</li> </ul>	<p>本交付金により実施する取組に係る支援要件については、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知)及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生</p>

地への還元を見かけるところです。

・「堆肥」の定義については、本法（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律）のほか、家畜排せつ物法及び肥料法に明確な定義が無いかと思えます。

・肥料法においては、肥料の施用は自家利用する場合には規制対象外のため、自分所有等の農地に肥料として、糞尿又はこれ由来の希釈液状有機物や未完熟の堆肥を施用することも可能となっています。

\*堆肥：藁や枯葉などの植物に鶏糞や牛糞などの家畜の糞を堆積して完全に発酵させたもの。

・このため、糞尿又はこれ由来の希釈液状有機物や、完熟していない堆肥の農地への施用も、本法令における多面的機能の発揮に資する農業技術に含まれてしまい、直接支払いの対象としてしまう可能性が残ります。

・このようなことから、糞尿又はこれ由来の希釈液状有機物や未完熟の堆肥する場合には、本法における直接支払いの対象に含まれないことを明記すべきと考えます。

・したがって、「堆肥」については、「堆肥（自家利用する場合にあっては肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録又は届出のものと同質なものに限る。）」などとすべきと考えます。

産局長通知）に規定しているところです。

本交付金による「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」の取組に対する支援に当たっては、その支援要件として、「C/N比10以上の堆肥であって腐熟したものを使用すること」を要件としているところ、御指摘のような「糞尿又はこれ由来の希釈液上有機物や未完熟の堆肥」を施用する場合は支援の対象としていないところです。